

きびしん定期積金

【平成24年8月1日現在】

1. 商品名(愛称)	●きびしん定期積金
2. 販売対象	●法人・個人の方
3. 契約期間	●6 か月以上5年以下
4. 払込 ①払込方法 ②払込金額 ③払込単位	●定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 ●1,000円以上 ●1円単位
5. 支払方法	●満期日以降に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息(給付補填金) ①適用金利 ②給付補填金の支払方法 ③計算方法	●固定金利 ●契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ●給付補填金は満期日以降に一括して支払います。 ●給付補填金は付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	●給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ●法人は総合課税となります。
8. 手数料	●不要です。
9. 付加できる特約事項	●個人の方は『総合口座』の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.7%上乗せした利率となります。) ●普通預金等からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の取扱い	●満期日前に解約される場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合、 ◎解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合、 ◎約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。)
11. 金利情報の入手方法	●金利(年利回り)は店頭備え付の金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様

	から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。
13. その他参考となる事項	●原則、証書式のみの取扱いとなります。 ●総合口座での取り扱いも可能です。 ●通帳式の取扱いはできません。《ご注意ください》 ●スーパー定期積金での取り扱いとなります。 ●払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ●満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ●預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

吉備信用金庫

2012-184